



**MRに関する接種規則省令改正の変遷**

平成6年4月1日～生後12ヶ月から生後90ヶ月の間の者を接種対象

麻しん対策を強化し風しんによる先天性風疹症候群の  
発生を予防する

平成18年4月1日～第1期：生後12ヶ月から24ヶ月の者を接種対象  
～第2期：5歳以上7歳未満の者を接種対象  
但し 1) 接種にはMRワクチンを使用  
2) 即接種者は対象外

平成18年6月2日～第1期： 同 上  
～第2期： 同 上  
但し 1) 接種にはMR混合ワクチンあるいはMR単抗原ワクチンを使用  
2) 第1期接種者も対象とする  
3) 即罹患者は対象外

**2012年までの麻しん撲滅計画**

平成20年4月1日～第1期： 同 上  
(予定) ～第2期： 同 上  
但し 1) 即罹患者も接種対象  
～第3期：13歳となった者を接種対象  
～第4期：18歳となった者を接種対象